

平成 22 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 22 年 7 月 29 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 55 分まで

場 所：太子町役場 第二会議室

太子町総務部 企画政策課

平成 22 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 22 年 7 月 29 日(木)
場 所 太子町役場 2 階 第 2 会議室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 2 時 55 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 報告

① 第 5 次太子町総合計画について

4. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎 佐々木 隆彦 井口 宏幸 鳥井 文博 廣橋 弘毅
首藤 正典 久保田 文章 八幡 千鶴子 藤室 義春 古賀 弘一
千古 佳樹
欠席委員：なし

5. 町出席者

副町長 八幡 儀則
事務局及び説明員
総務部長 村瀬 学
企画政策課長 山本 修三 副課長 山本 紀弘 係長 池田 誠

6. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 副町長あいさつ

みなさんこんにちは。公私お忙しい中、また、暑さが非常に厳しい中、太子町まちづくり審議会にご参集くださいますありがとうございます。

平素から、太子町行政各般渡りまして、皆様方から温かいご支援・ご協力いただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

本来ですと、先ほど司会が申し上げましたとおり首藤町長が参りまして、皆さんにご挨拶申し上げるところですが、神戸で会議がございまして、そちらの方に出席しております。代わりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

冒頭に、町にとって本当に喜ばしい出来事がありました。皆様既にご存知ではありませんが、太子町名誉町民野口宇宙飛行士がISS滞在期間で日本人最長の163日間の宇宙滞在を終えて、無事、カザフスタンに帰還されました。私どもといたしましては、名誉町民でもございますので、時間があれば是非、地球的規模で活躍されています野口宇宙飛行士のお話を太子町の町民の方々に、帰国報告会という形で機会あればお願いしたいと考えているところであります。

二点目は、3月に開催されたバンクーバー・パラリンピックでアイススレッジホッケー競技に出場された太子町出身の円尾智彦さんが見事、銀メダルを獲得されました。太子町出身ということで非常に良いニュースが続いたところであります。

さて今日、ご審議いただきますのは、一点目は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定でございます。

3名の方々を推薦させていただきます。内訳は、町防犯推進委員会委員として永年にわたり活躍されました1名の方を社会功労賞に、また、前教育長に教育功労賞を、さらに、文化の振興に永年にわたり活躍されました1名の方を文化功労賞にそれぞれ、諮問させていただいておりますので、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

二点目は、報告事項といたしまして、「第5次太子町総合計画について」をご報告させていただきます。

この「第5次太子町総合計画について」は、本審議会でも3回にわたりまして、慎重なる審議をいただき、そして、町議会に上程、本年3月に議決を経て、6月には、概要版を全戸配布させていただいたところでございます。本日、お手元に、第5次太子町総合計画書を配布させていただいておりますが、この計画に沿った行政運営等についてご報告させていただきたいと考えています。

詳細な内容については、後ほど事務局より説明させますので、ご意見・ご審議を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが首藤町長に代わりましてご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

3. まちづくり審議会について

審議会委員の紹介

本年4月に就任いただきました。再任された委員及び新任された委員の方もおられま

すので紹介いたします。

学識経験のある方として、

朝生 一郎(あさお いちろう)様 佐々木 隆彦(ささき たかひこ)様
井口 宏幸(いぐち ひろゆき)様 鳥井 文博(とりい ふみひろ)様

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、

太子町教育委員会から廣橋 弘毅(ひろはし こうき)様 太子町農業委員会から首
藤 正典(しゅとう まさのり)様

各種団体から推薦いただいた方として、

太子町連合自治会から久保田 文章(くぼた ふみあき)様 太子町婦人会から八幡
千鶴子(やはた ちづこ)様 太子町商工会から藤室 義春(ふじむろ よしはる)様

公募により選出いたしました方として、

古賀 弘一(こが こういち)様 千古 佳樹(せんこ よしき)様

以上 11 名の皆様です。任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとなっています。

事務局関係の紹介

副町長 八幡 義則、総務部長 村瀬 学 企画政策課長 山本 修三 担当の企画
政策課副課長 山本 紀弘

4. 担任事項について

担任事務の説明

審議会資料の 8P に掲載。

「太子町まちづくり審議会条例」の第 2 条。

- ① 基本構想及び基本計画の策定に関する事。
- ② 土地利用計画の策定に関する事。
- ③ 土地利用の適正化に関する事。
- ④ 太子町表彰条例施行規則(平成元年規則第 13 号)第 5 条の規定に基づく被表彰者の決定に関する事。

この項に関して、本日、3 名の候補者の方々について、ご審議いただくことになっています。

- ⑤ その他町の将来像、景観整備等まちづくりに関して必要と認める事項の 5 項目を担当することとなります。

5. 会長選出

事務局：次に、会長の選出をお願いいたします。

会長の選出は、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

全委員：事務局一任

事務局：ただ今、委員の皆様から事務局一任の発言がありました。事務局より会長を指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ご異議が無いようですので、事務局より会長を指名させていただきます。それでは、会長には、廣橋 弘毅委員をご指名させていただきたいと思っています。

廣橋委員におかれましては、前期も会長職をお願いしておりますが、教育委員や以前には自治会長も歴任され、多方面でご活躍され、高いご見識をお持ちでありますので、会長職をお願いしたいと思います。会長に廣橋 弘毅委員を選出することにご異議ございませんか。

委員：異議なし。

事務局：ご異議が無いようですので、会長に廣橋 弘毅委員を選出することに決定いたしました。

事務局：ただ今、会長に選出されました廣橋 弘毅委員におかれましては、太子町まちづくり審議会条例第6条第1項に基づきまして、会議の議長を務めていただきますので、議長席にお座りいただけないでしょうか。

それでは、廣橋会長からご挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

6. 会長あいさつ

皆様のご賛同を得まして、会長の任務を務めることになりました廣橋 弘毅でございます。本日の会議の議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします

本日の会議は、太子町まちづくり審議会条例第6条第1項に基づき議長を務めさせていただきます。

会議の冒頭に事務局が申し上げましたが、審議いただく事項といたしましては、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定案件がございます。そして報告事項として、昨年度委員の皆様方に3回に渡って、審議いただきました、第5次太子町総合計画についてでございます。慎重にご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

7. 議事録署名委員の指名

まず、最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

議事録署名委員には、八幡 千鶴子委員と藤室 義春委員の両氏を指名させていただきます。お二人の委員には、後日、事務局がまとめまして、誤りがなければ議事録に署名のお願いにお伺いしますのでよろしくお願いいたします。

8. 諮問事項

諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

(平成22年7月29日 太企画第313号の2)

社会功労賞 岩村 義人

教育功労賞 圓尾 哲一
文化功労賞 三輪 彪

9. 審議

それでは、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」をご説明させていただきます。

【諮問第1号 被表彰者の決定】

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、3名の方々です。

お一人目は、糸井在住の 岩村 義人(いわむら よしと)さんです。

資料 3P をお開きください。

功績内容は、太子町防犯推進委員会防犯部の委員として、昭和59年度から平成21年度までの26年間の永きにわたり、地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と安全・安心のまちづくりに尽力されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

資料 15P をお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条 第2号 エ 「その他 地域社会づくりに貢献した者」に適用要件を十分に満たされています。

ここで、太子町防犯推進委員会の活動について、簡単にご説明させていただきます。

資料の 4-1P をお開きください。

太子町防犯推進委員会活動概要を掲載させていただいています。

委員会の事業としましては、たつの警察署と連携を密にしながら様々な事業を展開されています。

①盗犯の予防 ②凶悪犯罪の予防 ③痴漢防止 ④暴力の追放 ⑤青少年の健全育成と非行防止 ⑥暴走族追放 などの事業を活動されています。

委員数については、25名であり、顧問としましては、たつの警察署長、たつの警察署生活安全課長、揖龍防犯協会会長、揖龍少年育成センター所長、町青少年育成協議会事務局長の方々が各事業を展開するにあたり、委員組織をされています。

防犯推進委員会は、大きく分けて、総会と専門部会に分かれます。専門部会につきましては、防犯部会、青少年部会、広報部会の3部会に分かれています。

今回の岩村さんにつきましては、この防犯部会に所属されていらっしゃいました。

通年的に活動されていますのは、総会の開催、それぞれの専門部会の開催、防犯キャンペーンの開催、町内補導パトロールは、毎月行われています。太子会式の補導パトロール、違反広告物簡易除去作業、広報部会では、「ぼうはん太子」の冊子を年2回発行されたり、地域安全まちづくり住民大会など様々な事業に率先して活動をされた方でございます。

二人目は、たつの市揖保川町正條在住の 圓尾 哲一(まるお てついち)さんです。

資料 3P をお開きください。

功績内容は、太子町教育長として、平成9年4月から平成21年5月までの12年2か月の永きにわたり太子町の学校教育・教育行政の向上に大きく貢献されました。

また、揖龍及び太子町の教職生活、通算34年10か月の中で、太子町におきましては、昭和38年4月から太子中学校教諭として14年間、平成元年4月から龍田小学校長として3年間、平成4年4月からは太子西中学校長として4年間、通算21年間ご尽力されております。

この度の表彰は、「教育功労賞」に該当いたします。

資料15Pをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条 第4号 ア「議会の同意を得て選任される教育長の職にあって、12年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

三人目は、宮本在住の 三輪 彪(みわ たけし)さんです。

資料3Pをお開きください。

功績内容は、太子町の茶華道指導者として、昭和54年4月、太子茶華道会設立に参加、部長に就任後、昭和56年4月に太子町文化協会理事として、平成17年4月に監事として、通算31年もの永きにわたり華道を通して、文化の振興に努められた。また、近年は、小学校児童のクラブ活動にも力を注がれ、華道の伝承にもご尽力されました。

また、余談になりますが平成8年9月に定年退職後、地域おこしのため何か役立つことはないかと考え、石海神社に十二支の干支をわらで作り、毎年奉納されています。

推薦は、太子町文化協会からでございます。

この度の表彰は、「文化功労賞」に該当いたします。

資料16Pをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条 第5号 イ「指導者として文化の振興に努め、その功績が顕著な者」に適用要件を十分に満たされています。

以上、3名の功績等概要説明をさせていただきました。よろしくご審議の程よろしくお願いたします。

参考ですが、平成2年度から太子町表彰を制定して、全体で115名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞として、17名、社会功労賞として、34名、産業功労賞として、13名、教育功労賞として、7名、文化功労賞として、9名、スポーツ功労賞として、33名、たちばな賞として、1名、ひまわり賞として、1名の方となっております。 以上でございます。

会 長：ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

鳥井委員：3人の方で、圓尾さんと三輪さんはよく存じあげていますが、岩村さんですが、太子町は、昭和53年度から防犯推進委員会が設置と書いてありますが、私は永い間、自治会長をやってきましたが、どういう組織なのかよくわかりません。名前は知っています。

どういう組織で、どこに事務局があって、どんなメンバーがどんな選出で委員をやっておられるのか、自治会としては全然わかっておりません。

また、資料の17ページ、別表1 町行政の補完的業務を担う団体である消防

団、太子町社会福祉協議会、太子町民主化推進協議会、太子町青少年育成協議会などは掲載されているが、この団体は掲載されていない。何で掲載されていないのか。昭和53年から活動しているなら、町が認めて必要としているなら同じようにこの委員会も掲載する必要があるのではないか。そうでないなら、何か意図があって外しているのか。我々は内容がよくわからないのが実情です。自分がやりたくて委員をやっているのか、どこの推薦なのか、立候補してそこから選出されているのかもわからない。この機会に知っておきたいと思います。

事務局：まず事務局は、生活環境課にあります。

先ほども申し上げましたが、防犯部会、青少年部会、広報部会で、広報部会はぼうはん太子を年2回、各戸配布させていただいています。

主な活動といたしまして、毎月1回、夜間にパトロールをしていただいています。地域に事案が発生したら、たつの警察署から特別に回っていただけるような設定をしています。また、太子会式で防犯パトロールをしていただいております。町内の量販店でも防犯キャンペーンをたつの警察署と一緒に実施しています。それから、違反広告物の撤去ですね。防犯に係るような違反広告物の撤去をしていただくということです。それから、太子町は今年度に地域安全まちづくりの指定を兵庫県から受けており、そのような大会にも率先して推進いただいています。

鳥井委員：委員の選出方法はどうなっていますか。

事務局：委員の選出方法ですが、委員は25名の方がいらっしゃいます。会長は町長で、副会長は議会の方からと、自治会から久保田会長、婦人会から八幡会長、消防団、料理飲食組合等から推薦をいただいた方で組織されています。

八幡委員：時々会議がありまして、たつの警察署員が直接来られまして、太子町では、このような事件・事故が多発している事を詳しく聞く機会がありました。

井口委員：防犯推進委員会の趣旨に賛同されて当初から参加されていますが、それは自分の意思で参加されたということですか。

事務局：基本的には、ご本人の意思です。

井口委員：町からか、それとも誰かの推薦ですか。

事務局：太子町に居住し、指定する団体等に所属する者のうちから、会長が委嘱することになっています。

その団体ですが、少年補導員、防犯連絡所、自治会、婦人会、消防団、猟友会、古物取扱業者、料理飲食組合、風俗営業者、その他委員会の目的に賛同するもの、ということで団体指定があります。

井口委員：今現在、太子町の中でも自治会では、防犯パトロール等の体制を組まれている自治会がかなりあると思いますが、そのあたりのとの関連は必要ないのですか。

事務局：防犯推進委員会の会議の中で、また、総会の中で自治会との連携についての意見は出ますが、パトロールについては、自治会へのお願いは行政が行いますが、防犯推進委員会からのお願いということはありません。

井口委員：そのあたりがわかりにくいですね。

鳥井委員：ボランティアではないですね。

事務局：いえ、ボランティアです。

鳥井委員：地域と関連はなく、たつの警察署から事情を聞いたり、情報を貰うだけで実際に僕も長いこと自治会長をしていましたが、自治会との関連というか意思の疎

通がなされていないですね。

18年間も自治会長をやって、防犯推進委員会があるということは知っていますが、事務局がどこで、どのような人がどのように選出されるのかわからないし、どのような事をされているのかわからない。本当に、町が大切に考えている委員なら、もっと地域との密着への働きや月に一回の配布物があるとか、我々にそのような認識がないということは、その存在価値がないのでは。

民主化推進協議会とか青少年育成協議会とか消防団は知らんとは言わない、地域と密着しないと活動が出来ないから色んな形でやっています。防犯推進委員というのは、その関連が無いですね。

事務局：毎月のパトロールも夜に回っておられる。遅い時は、8時・9時に、普通の時でも7時から回っておられる。活動は、車に乗って、危険な場所では降りられて見回っています。

広報紙についても、年2回は全戸配布させていただいています。一般的には、目立たないかもしれないです。実際は、地味な形で活動されているのが現実でございます。

朝生委員：たつの警察署の防犯協会の関係でも召集されています。

たつの警察署の方から、防犯推進委員には誰が良いかと言うことはない。栗岡久雄さんの後に委員になられたように思います。

久保田委員：最初、私も防犯推進委員会はよく判らなかつた。自治会との関係ですが、各自治会の中でも、本当に限られた人数の方が委員になられています。小さな自治会でも、その中から1名でも出ておれば、そこの地域の自治会長との連絡ができると思うが、例えば、斑鳩地区は11自治会ありますが、防犯推進委員になられている方は、2名～3名となっています。おそらく防犯推進委員会が設置された頃に委員になれば、20数年間ずっと引き継いでやられています。代わるチャンスが無かつたのか、委員の任期がありませんから、75歳か76歳くらいの方でもまだ委員としておられる状態です。もう一人の方が69歳で、古い、ずっとやられています。

歴代の自治会長さんが代わられており、反対に、防犯推進委員の方が長いというのが現状です。

たつの警察署との連絡の方が多いです。たつの警察署の安全協会の流れとして、太子支部みたいな形であつて、交通安全や防犯と同じような形です。交通安全の方も同じように長く委員をされています。その方も、自治会との関係はほとんど無いですね。

朝生委員：情報関係等もたつの警察署の方から防犯協会へ流れています。

人選の方はどうなのでしょうね。

久保田委員：人選については、最初に入った方が委員をされ、その方がどうしても出来なくなつたら、後任の方を自治会長と相談して、推薦してもらうという形でやられています。私のような副会長は、太子町の連合自治会長になれば、その充職となっています。私も今まで会議には出ていませんでしたが、その関係で去年初めてその会議に出させていただきました。

皆さん長い間、委員をされています。その活動は、先ほども言われたように毎月パトロールに回られたり、太子会式のパトロール等を夜、回られて非常に地味な活動で、自治会長や住民の方にも知られていないのが現状です。

私の住んでいる新町のような小さい自治会に防犯委員が1名おられますが、私は知っています。自治会の名簿にも「町防犯委員」として明記しています。斑鳩地区の連合名簿には掲載していませんから、他の自治会長は知っていないと思います。PRの仕方を考えてはどうかと思います。

朝生委員：太子会式については、たつの警察署から回ってくださいますとの連絡があるのでしょうかね。

久保田委員：太子会式の時は、いつも待機して回っておられる。通常のパトロールは、夜に回っておられるので、よくわからない状況です。

八幡委員：私の近所にも、お一人居られます。太田小学校のPTA会長をされていた時に、子供達の安全を守るために、僕は見守るということで、それからずっと続けられ、昼間はお仕事をされて、夜に、神社とか斑鳩寺などの建物に潜むような問題行動を起こしかねない場所の見回りを終えて、10時頃に帰ってきて、その後風呂に入って寝ていると聞いています。

ですから、一度、防犯推進委員会に入られたら、長年続けられているのが現状であります。

鳥井委員：任期が無いということですね。

八幡委員：それはわかりません。

久保田委員：任期がないです。

鳥井委員：それで地域との密着が無いわけですね。

久保田委員：推薦ではなく、最初に設立した時からの委員なので、過去でしたら栗岡さんが亡くなられた後に代わられるような感じですね。

そういう事で、岩村さんも20数年頑張っておられたと思います。私はそのように思っています。

古賀委員：過去に防犯推進委員会から表彰を受けた方はいらっしゃいますか。

事務局：いらっしゃいます。

最近では、平成18年度に松本聡一さん、平成16年度に松浦暁了さん、同じ年に栗岡久雄さんの3名の方がいらっしゃいます。

古賀委員：今回の岩村さんと同じように手続きをされたのですか。

事務局：防犯推進委員会を辞められてから、同じ手続きをしています。

久保田委員：辞められてからでないかと表彰は受けられませんからね。

皆さん長い間、活動されているのが現状であります。

井口委員：表彰することに異存はありませんが、防犯推進委員会が判りにくかったのでお聞きいたしました。

会長：色々な意見を出していただき、防犯推進委員会の輪郭がつかめました。設立当初から長年活動されている委員の方と、充職の委員の方でその職を退かれたら委員会から退かれる方の二つに分かれるようですね。

事務局：顧問としましては、たつの警察署長、たつの警察署生活安全課長、掛龍防犯協会会長、掛龍少年育成センター所長、町青少年育成協議会事務局長がおられます。

藤室委員：たつの警察署との関係が強いということですね。

事務局：案件がありましたら、たつの警察署の方から情報を貰って活動をし、通常のパトロールについては、防犯推進委員会で決定し活動されています。

先ほどから話が出ていますように、委員会の活動がわかりにくいということな

ので、町民の皆様にもどのような方法でPRすればいいかなど審議会の中で出た意見を担当課の方に伝えます。

会 長：色々な意見が出て、防犯推進委員会の輪郭がつかめました。他の組織とは異質な組織でありまして、少し疑問が出たわけではありますが、受賞された方の前例が幾つかありますので、前例に習っていくしかないかなと考えます。
いかがでしょうか。

全 委 員：結構です。

会 長：それでは、他に、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

古賀委員：今回の岩村さんの件につきましては、前例に習ってということで良いかと思いますが、今後において、後に控えていらっしゃる方も同じように可能性があるということでしょうか。

事 務 局：会長も言われましたように、最初からずっと委員になられている方もおられるので、辞められたらこういう形で審議会に諮問させていただくことはあります。

会 長：問題点が指摘されたように、にこのままでは、組織が先細りし、潰れる可能性があるとして生活環境課の方にお伝えいただきたいと思えます。

久保田委員：新しい方も入られています。辞められる時は必ず、新しい方を見つけないといけない状況です。

生活環境課の方に、こんな活動をしていると町民の方々にPRしてほしいです。

八幡委員：青少年で困った方がいれば相談もできると思えます。

久保田委員：中学生が公園でおかしなことをしている時がありましたが、我々が行くより、その委員の方が行って注意する方がやり方もわかっておられます。

そういうPRもしてほしい。

総務部長：町の行政委員会は、自治会のご推薦をいただくわけですが、防犯推進委員会は今までの慣例といいますか横の関係で推薦があるわけですが、地域全体といいますか活動範囲も広いですから、そう言う意味でも、推薦される時に各地区の自治会長さんにご連絡していただくことが必要かと思えます。

久保田委員：それはされているはずですが。

ただ、防犯推進委員の方が長く歴任され、その間に自治会長が代わっていますので、誰が推薦したかわからなくなっているだけで書類としては残っていると思えます。

総務部長：そのあたりの確認もさせていただきます。委員さんの数も多いですから全てが全て推薦されているわけではないと思えます。何年されたらこういった町の表彰対象になるのかという問題もありますし、会長がおっしゃるとおり、順次辞められたら、今後も社会功労賞の表彰対象候補になる可能性はありますね。
ですから、地域の自治会長さんには、確実に連絡することが必要だと思えますので、生活環境課に推薦のあり方についてもう一度確認いたします。

会 長：その点よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

それでは、皆さんにお諮りいたします。

諮問第1号の「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

会 長：どうもありがとうございます。ご異議がないようですので、諮問第1号「太子

町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。

ここで、事務局から諮問第1号関係で今後の日程のご説明があります。

事務局：ただ今、諮問第1号の太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行いたいと思っています。

表彰式は、平成23年の新年交礼会の席上にて執り行います。

委員の皆様のご協力によりまして、被表彰者の審議は滞りなく議了することが出来ました。ありがとうございました。

会長：それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

[暫時休憩]

会長：会議を再開いたします。

10. 答 申

諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

(平成22年7月29日)

(会長から町長へ答申)

諮問のあったことについては、全員について適当と認めます。

社会功労賞 岩村 義人

教育功労賞 圓尾 哲一

文化功労賞 三輪 彪

11. 報 告

第5次太子町総合計画について

昨年の10月から11月までの間でご審議いただきました「第5次太子町総合計画」につきまして、その後の経過と総合計画のこれからの実現の体制方向につきまして報告をさせていただきます。

総合計画の審議の経過ですが、昨年の10月から11月にかけて、まちづくり審議会でご審議いただきまして、答申をいただきました。その答申の結果を踏まえまして昨年の12月に太子町議会定例会の方に上程したところでございます。その後、町議会の方では8回に渡る総務常任委員会で審議を得まして、本年3月に町議会で可決され、第5次太子町総合計画が策定といえますか完成いたしました。

本年の4月から第5次太子町総合計画がスタートしたわけですが、先ず、総合計画の内容を住民の皆様にご周知いただく必要があらうかと考えまして、今年の6月に総合計画書の概要版を作成しまして、世帯ごとに配布させていただきました。

この内容につきましては、この計画書の基本的な事を纏めて8ページにしたものであります。また、町のホームページにも概要版と合わせまして、本日、お配りしております冊子の状態を掲載する予定といたしております。

この総合計画に書かれている内容をこれから10年間に渡りまして、それを実現していくことが町に求められています。

どのようにして、総合計画の描く将来像を実現させていくかということですが、毎年、

総合計画の内容に沿いました実施計画というものをこれから作るようになります。

(昨年作成した実施計画書の見方の説明)

この実施計画に沿って事業を進めていく訳ですが、更に新たな取組みとしまして、今まで行政が行ってきた事務事業につきまして、「行政評価」という形で、その成果が上がっているのかとか、もっといい取組みが有るのか無いのかとかそのような内容のチェックを以前から試行的には実施していましたが、今年から導入する予定であります。

そこで得られた評価等を踏まえまして、反省点とか改善点がありましたら、次の年の実施計画にも反映させていく。この評価と新しい計画の策定というサイクルによりまして、総合計画の描く将来像をこれから実現したいと考えています。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

会 長：ただ今の説明に際しまして、ご意見・質問等がありましたら承りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

古賀委員：評価はどのタイミングで行われますでしょうか。

事務局：町の場合、4月から3月まで年度で事業を行っておりますので、3月末で年度を切りましたら、次の年の7月か8月に評価、振り返りまして、その結果を次の年の事業計画ですとか予算に反映させていただきます。

古賀委員：毎年行われるのですか。

事務局：はい、そういうことです。

古賀委員：この実施計画は3カ年の計画ですか。この実施計画にも反映されるのですか。

事務局：この実施計画書も毎年、作り変えていますので反映していきます。現在は、22年度・23年度・24年度となっておりますが、次の年は、23年度・24年度・25年度となります。

会 長：他に何か質問はございませんでしょうか。

事務局：追加で報告させていただきます。

第5次太子町総合計画書の冊子につきましては、住民の方で希望される方がいらっしゃいましたら、金額は、一冊、3,000円で販売いたしております。また、太子町役場企画政策課と各地区公民館には、閲覧用として備え付けをしています。

八幡委員：この計画書を購入するのも一つの方法ですが、住民にどのような形でこの考えをおろされていくのかお聞きしたいと思います。

事務局：既に概要版を各世帯に配布させていただいておりますのと、これから、まちづくりの集いといいまして、町長をはじめ町幹部と各自治会長様や色々な方とお話する機会をこれから設けまして、そういった折々に、町の考え方を説明したいと考えております。

総務部長：今後、10年間の行政振興の基本ですので、もちろん事業についてはスライドで変更していきますが、町民の方々、各団体と協議、お話は全て、この総合計画が基本となって、それに基づいて懇談させていただくということになります。ですから、町長等がお話させていただく上においては、この総合計画が基本となります。

会 長：この実施計画書に、3カ年の事業費が試算してありますが、町の財政とにらみ合わせて計画されていると思いますが、3年先の税収と町の財政とこの計画というのは、詳細に検討されていると思いますがどうでしょうか。

事務局：この実施計画書につきましては、財政課と協議させていただきました。

資料の42ページに財政計画を掲載させていただいていますが、ここで先ほど会長が言われました税金等も反映させまして、ここにあげています事業の事業費も歳出に計上しました結果、実質収支が黒字になると言う形になります。

会長：他に質問はありませんでしょうか。

井口委員：この3カ年の計画であれば、町税との関係でいけば、この程度の町債であれば財政上問題はないと、国との関係もあるかもしれませんが、町債が減るという見込みはあるのでしょうか。

総務部長：町事業の中で一番大きなウエイトを占めていますのが、下水道整備です。この償還のピークがここ2年～3年だろうと思います。それが過ぎた時点で償還金が減ってきますので、もちろん税金の落ち込みもあり、見込みも難しい訳ですが太子町では、大きな基幹的な事業が終了しておりますので、後、建物では、庁舎と給食センターであります。公債が下がっていますので見込みは立てているということです。

財政計画では、10～20年というスパンで見っていますが、中々、10年先・20年先と言いましても、今現在の見込みの数字でありますので見えない所もありますが見込みとして計画をしているということでもあります。

会長：他に質問はありませんでしょうか。

古賀委員：実施計画書は町民に示されますか。

事務局：実施計画書については、ホームページで公表しています。

計画書の中で、事業費で数字になっておらず「－」になっているところは、例えば、入札等をさせていただく案件で、事前に金額をお示ししないほうが良いものにつきましては、金額を隠しています。

会長：質問がないようでしたら、よろしいでしょうか。

12. 閉会

会長：それでは、第5次太子町総合計画が完成をいたしまして、今年からその計画に沿った行政運営が始まっていると事務局から報告がありました。

この計画は、今後10年間のまちづくりの羅針盤となる、大変重要な計画であります。町当局におかれては、本計画が描くビジョンを着実に推進していただきますよう、よろしく申し上げます。

また委員の皆様におかれましても、本計画の実現に向けましてご協力を賜りますようお願いいたします。本計画は、5年後に基本計画を見直すこととしております。その際には、本審議会の担当事務として町原案を審議・検討することとなりますので、その際にはご協力の程をよろしく申し上げます。

それでは、これもちまして、平成22年度太子町まちづくり審議会を閉会いたします。

皆様には、終始熱心なご審議をいただきまして有難うございました。


事務局：廣橋議長の議事進行により、本日予定していました案件は、全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間に亘りご審議を賜りありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成22年10月15日

署名委員

八幡千鶴子 
藤宮義春 